

大学への提出期限：2025年5月9日（金）16時
提出場所：美術学部教務係、音楽学部学生募集係、または各校地事務室

公益財団法人 春秋育英会 奨学金規程

本会の事業並びに沿革

本会は、社会の発展と国民生活の向上は偏に教育の普及・充実にあるとの理念に基づき、昭和30年10月27日、当時、日本火災海上保険株式会社（現 損保ジャパン(株)）の支援の下に、財団法人春秋育英会を設立しました。以来、今日に至るまで奨学育英事業を通じ多くの有為の青年を社会に送り出して来ました。

本会は、本規定に定める諸条件を備える者に広く進学の機会を与え教育の普及・充実に寄与しようとするものであります。

奨学金規程

第1章 総 則

（目 的）

第1条

この規程は、公益財団法人春秋育英会定款第4条に基づき、本会の奨学金育英事業について基本的な事項を定め、その業務の適正且つ確実な運営を図ることを目的とする。

（奨学生の資格）

第2条

本会が学資を給与する者は次の各号に該当し、心身健全、学力優秀であり、かつ経済的理由により修学困難であると認められ
た者とする。

- ~~（1）原則として22歳までの短期大学生~~
- （2）原則として26歳までの大学学部生
- （3）原則として30歳までの大学院修士課程生
- （4）原則として32歳までの大学院博士課程生

※留学生は対象外

※修学困難な方の基準は、原則として保護者の年収が800万円以下とします。

※独立生計者の方も連帯保証人（父母またはそれに準ずる方）となる方の所得証明書を提出していただきます。

※本学の推薦枠は学部生2名・大学院生2名のため、学内選考を行います。

- 2. 本会から学資の給与を受ける者を奨学生と称し、給与する学資を奨学金と称する。

第2章 奨学生の決定及び奨学金の交付

（応募の手続き）

第3条

奨学生志望者は、次の書類を一括して、在籍学校事務局を通じて定められた期日までに提出しなければならない。

- （1）奨学生願書（本人自筆、連帯保証人と連署）
- （2）学校長または学部長の推薦（奨学生願書に明記）
- （3）写真1枚：上半身近影 4cm×3cm（奨学生願書に添付）
- （4）在学証明書
- （5）成績証明書（新入学者の場合は高校最終学年を含むもの）
- （6）連帯保証人の市町村長発行の所得証明書（取得できる直近の物）
- （7）奨学生志望者の家族全員の住民票（生計を別にしているものを除く）
- （8）その他、必要と認められる書類

- 2. 前項の連帯保証人は原則として奨学生志望者の父母とし兄弟姉妹が主たる家計維持者の場合はその者とする。

連帯保証人が同一世帯員でない場合は、その者の住民票も提出するものとする。

（奨学生の決定）

第4条

奨学生は各年度の事業計画に基づき、理事会（選考会）がこれを選考後、在籍学校および本人に通知する。

- 2. 奨学生は「誓約書・振込口座届」を提出しなければならない。
- 3. 原則として首都圏在住の奨学生については当会にて面接を行い、地方在住の奨学生についてはWEBにて面接を行う。

(奨学金及び交付方法)

第5条

奨学金は、月額30,000円を給与とする。

2. 奨学金は、1学年を4期分（一期は3か月分）に分けて、原則として本人指定のゆうちょ銀行口座に送金する。

(奨学金交付期間)

第6条

奨学金の交付期間は、原則として在学する学校の正規の修学期間とする。

2. 修学の中途より奨学金を交付する場合は、残りの修学期間とする。

(継続時の手続き)

第7条

奨学金の継続を希望するものは毎年度終了後に「学業成績証明書」「奨学金継続願」「学校生活の報告」を提出しなければならない。

2. 原則として首都圏在住の奨学生については毎年3～4月に当会にて面接を行い、地方在住の奨学生については最終学年である3～4月にWEB面談を行う。

(終了時の提出)

第8条

奨学金交付期間の最終年度の3月に「感想文」を提出しなければならない。

(奨学金の停止・復活)

第9条

奨学生が次の各号の一つに該当すると認められる場合は、奨学金の交付を停止する。

- (1) 第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき
- (2) 留年、又は休学したとき
- (3) 停学その他の処分を受けたとき
- (4) 奨学金を必要としなくなったとき

但し、上記2号および3号に該当する者が、その事由が止んで願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

(奨学金の返納)

第10条

奨学生が学生としてふさわしくない行為をした場合、または当財団の定める規程に違反した場合は、奨学金の交付を停止し、交付した奨学金の一部または全部を返還させる場合がある。

第3章 雑 則

(異動届出)

第11条

奨学生は次の事項について、その都度届け出なければならない。

- (1) 氏名、住所、連絡先電話番号、その他の異動が生じた場合
- (2) 留年、休学、復学、転学又は退学したとき
- (3) 停学その他の処分を受けたとき
- (4) 連帯保証人を変更する場合
- (5) 連帯保証人の住所その他主要なる事項に変更があったとき

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。 尚、令和6年3月31日まで有効の公益財団法人春秋育英会 奨学金規程は同時に廃止する。

但し、施行前から引き続き奨学生である者は、なお従前の例による。

公益財団法人
春秋育英会

Shunju Scholarship Foundation

2025年4月1日付

ごあいさつ

わが国はこの半世紀激動の時代の中にあり、人口減少、30年以上続くデフレ経済、地政学リスクの高まりや企業の国際競争力の低下など、現在も多くの課題を抱えております。又、近年はコロナウィルス感染症の影響もあり保護者の収入の減少や物価高で家計が圧迫されるなど深刻な経済的理由から、優秀な資質・能力をもちながらも修学が困難な学生が増加して参りました。

弊財団は、昭和30年の創設以来、心身健全、学力優秀でありながら経済的理由により修学困難な学生生徒に対し、奨学援護を行い、社会に有用な人材育成の活動を行ってまいり、本年で3,155名あまりの青年を世に送り出してまいりました。今後も微力ながら青年に広く進学の機会を与え教育の普及・充実に寄与すべく力を尽くして参る所存ですので、一層のご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

公益財団法人 春秋育英会
理事長 二宮 雅也

財団の目的

本会は、社会の進歩と国民生活の向上は偏に教育の普及・充実にあるとの理念に基づき昭和30年10月27日、当時の日本火災海上保険株式会社(現 損害保険ジャパン株式会社)の3代社長 故斉田高三氏が私財を投じて設立しました。以来、今日に至るまで長きに渡り、奨学育英事業を通じて多くの有為の青年を社会に送り出して来ました。当財団は、心身健全・学力優秀でありながら、経済的理由により修学困難な学生生徒に対し奨学援護を行い、社会有用の人材を育成することを目的としています。

財団の役員

理事長	二宮 雅也	SOMP0ホールディングス株式会社 特別顧問
常務理事	宇都宮 雄介	(常勤)
理事	秋山 弘子	東京大学名誉教授、一般社団法人高齢社会共創センターセンター長
理事	坪 由美子	公益財団法人東京弁護士会育英財団理事
理事	磯谷 隆也	元(株)損保ジャパン日本興亜 代表取締役副社長執行役員、富士倉庫運輸(株)取締役
理事	清水 重夫	元(株)資生堂 代表取締役執行役員副社長
理事	杉山 武彦	元一橋大学学長
理事	竹内 孝仁	元国際医療福祉大学大学院教授
理事	弘中 徹	弘中総合法律事務所 弁護士
監事	小林 豊	公認会計士小林豊事務所 公認会計士
監事	牧野 輝雄	元日本火災海上保険(株) 専務取締役

財団の評議員

評議員	相澤 隆	東京大学大学院 名誉教授
評議員	井田 三夫	慶応義塾大学 名誉教授
評議員	江澤 雅彦	元早稲田大学 教授
評議員	岡村 りら	専修大学 教授
評議員	唐沢 昌敬	唐沢公認会計士事務所 所長
評議員	瀬古 武夫	元そんぼ24損害保険(株) 代表取締役社長
評議員	田宮 弘志	トーマ再保険(株) 社外取締役、元損害保険ジャパン日本興亜(株)常務執行役員
評議員	長嶋 紀一	日本大学 名誉教授
評議員	藤川 久昭	元青山学院大学教授、クラウンズ法律事務所代表弁護士
評議員	安武 達也	元日本興亜損害保険(株) 専務取締役

【事業内容】

2025年度奨学金事業

2025年の事業内容は以下の通り。

- ＊対象学生：① 大学学部生
② 大学院修士課程・博士課程
③ 外国人私費留学生
(注) 東アジア、東南アジア諸国よりの外国人留学生が対象

支給月額： ①～③30,000円（全額給与）

奨学生選考方法

弊財団の奨学生募集方法は以下の通り。

- ＊指定校制を採っており、応募者は学長又は学部長の推薦を受け
大学事務局を通して依頼
＊4月の初旬に推薦依頼を指定校へ送付
＊5月23日に応募依頼の締め切り
＊6月の理事会（選考会）にて奨学生が決定後、各自に結果を送付
＊7月以降に各大学の学生と面接（WEB面接含む）を行う

当奨学金は毎年度初めに、継続願いを提出することによって
正規の就学期間を限りに支給する。

2024年度採用結果

大学学部生102名

1	東京	3名	20	近畿	2名	39	山形	2名
2	一橋	3名	21	明治	3名	40	千葉	2名
3	筑波	3名	22	法政	3名	41	お茶の水女子	2名
4	京都	3名	23	立教	2名	42	富山	2名
5	大阪	3名	24	上智	3名	43	東京藝術	2名
6	東北	2名	25	学習院	2名	大学院生14名		
7	北海道	3名	26	獨協	2名	1	東京	2名
8	九州	3名	27	東京理科	3名	2	一橋	2名
9	東京工業	2名	28	日本女子	2名	3	京都	2名
10	東京外語	3名	29	同志社	2名	4	大阪	2名
11	名古屋	3名	30	南山	3名	5	東京工業	2名
12	神戸	2名	31	立命館	2名	6	北海道	1名
13	横浜国大	2名	32	西南学院	2名	7	九州	1名
14	東京都立大	2名	33	文化学園	2名	8	名古屋	1名
15	横浜市大	2名	34	共立女子	2名	9	神戸	1名
16	早稲田	3名	35	日本	2名	外国人私費留学生4名		
17	慶應義塾	3名	36	東京経済	1名	1	早稲田	1名
18	中央	3名	37	東海	2名	2	慶應義塾	1名
19	青山	2名	38	成蹊	2名	3	亜細亜	1名
						4	上智	1名

財団の概要

設立：1955年(昭和30年) 10月27日

事務所：〒101-0035 千代田区神田紺屋町28-1 AD-C神田7階

TEL(03)6260-7412 FAX(03)6260-7413

e-mail: ikueikai.nk2@nifty.com

URL: <https://ikueikai.com/>

交通：JR山手線【神田駅】徒歩3分／東京メトロ銀座線【神田駅】徒歩5分
／都営新宿線【岩本町駅】徒歩6分